

徳島市男女共同参画センター登録団体に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、男女共同参画の推進に取り組む団体を徳島市男女共同参画センター登録団体（以下、「登録団体」という。）として登録することについて、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 登録できる団体は、次の要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 男女共同参画に関する活動を行う団体であること。
- (2) 構成員が5人以上であり、その過半数が徳島市内に在住、在勤又は在学する者であること。
- (3) 活動の拠点が主に徳島市内である団体であること。
- (4) 団体として規約、会則その他の規程を定めており、目的、活動内容等を明らかにしている団体であること。
- (5) 営利を目的とする団体でないこと。
- (6) 特定の政党又は特定の宗教の支持を目的とする団体でないこと。
- (7) 本市が実施する男女共同参画の推進に関する事業に参加又は協力できる団体であること。

2 前項の規定にかかわらず、主として男女共同参画を推進する活動を行っている団体で、市長が特に認めた場合は、構成員の過半数が徳島市内に在住、在勤又は在学する者であることを要しない。

(登録の申請)

第3条 登録の申請をしようとする団体は、徳島市男女共同参画センター登録団体登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 規約等
- (2) 会員名簿
- (3) その他活動内容等がわかる資料

(登録の決定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により、登録の可否を決定し、徳島市男女共同参画センター登録団体登録決定通知書（様式第2号）により申請した団体に通知する。

(登録の有効期間及び更新)

第5条 登録期間は、第4条の規定により登録を決定した日の属する年度の翌年度の5月末日までとする。

2 登録の有効期間満了後、引き続いて登録を受けようとする団体は、新たに、第3条に規定する登録申請書を提出しなければならない。

3 前項の規定による申請は、登録の有効期間が満了する日の2月前から行うことができ

る。

(登録団体への支援)

第6条 登録団体は、市長から次に掲げる支援を受けることができる。

- (1) 男女共同参画の推進に関する情報の提供
- (2) 登録団体及び登録団体の活動に関する情報発信の場の提供
- (3) 登録団体相互の交流及び連携の支援
- (4) 男女共同参画センターに設置されているメールボックス及び印刷機の使用

(活動報告)

第7条 登録団体は、第4条の規定により登録を決定した日の属する年度が終了したときには、徳島市男女共同参画センター登録団体活動報告書(様式第3号。以下「活動報告書」という。)に当該年度における活動内容を記載し、翌年度の5月末日までに市長に提出するものとする。

(登録内容の変更)

第8条 登録団体は、第3条に規定する申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに徳島市男女共同参画センター登録団体登録変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(登録の辞退)

第9条 登録団体は、登録を辞退しようとするときは、徳島市男女共同参画センター登録団体登録辞退届(様式第5号)を速やかに市長に届けなければならない。

(登録団体の取消し)

第10条 市長は、登録団体が次の各号の一に該当するときは、団体の登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条に定める要件を欠いたとき。
- (2) 登録内容に虚偽があることが判明したとき。
- (3) 登録団体が解散したとき。
- (4) 男女共同参画を推進する団体としてふさわしくない行為があったと認められたとき。
- (5) その他、市長が不相当であると認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。